

**意見書
提出**

3月定例会の最終日に議員より、「細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書」(案)及び「細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第3号及び4号として上程し可決いたしました。

これらの意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定され、その約6割強がヒブ(Hib=インフルエンザ菌b型)によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

また、細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患者が死亡しており、生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起す感染症であります。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種により予防可能で、定期予防接種化した約100の国々では、発症率が大幅に減少しておりますが、日本においては、昨年12月にヒブワクチンが発売されたばかりで、定期予防接種化はされておられません。また、肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)については、治験を終え承認審査段階にあります。

一方、現在、ヒブワクチン接種は任意接種となっており、4回接種で約30,000円の自己負担となることが予想されており、子育て世代にとっては重い負担と言わざるを得ません。

乳幼児の細菌性髄膜炎の発症抑止に有効なヒブワクチンの任意接種に対し、当市では平成21年度から接種費用について、公費による一部助成をはかることとしておりますが、今後、他の自治体においてもこのような取り組みが広く進むものと考えられます。

これらを踏まえ、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができることから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化に関し、国に対して強く要望いたします。

記

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期予防接種対象疾患(一類疾病)に位置づけること。
- 2 早期に肺炎球菌(7価ワクチン)の薬事法承認及び導入のための手立てを講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日

栃木県大田原市議会 

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、財務大臣

請願・陳情はこんな方法で

- 請願(陳情)書は、議会事務局へ持参してください。
- 内容は簡単な趣旨、理由、提出日、請願(陳情)者の住所及び氏名を記載し捺印して提出してください。
- 用紙のサイズはA4版をお願いいたします。
- 道路や水路等の場合は地図の写しや略図を添付してください。

〈請願(陳情)書の書式例〉

《表紙》

〇〇〇に関する
請願(陳情)

紹介議員名
(陳情は不要) 

《内容》

1. 請願(陳情)の趣旨
2. 請願(陳情)の理由
平成〇年〇月〇日

請願(陳情)者
住所
氏名 
大田原市議会議長あて